

一般国道399号「伊達橋」の復旧に関する要望

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、一般国道399号の一級河川阿武隈川を渡河する「伊達橋」が被災し、現在全面通行止めが続いております。

「伊達橋」の通行止めにより、一刻を争う緊急・救急車両や、1日に約1万4千台にも及ぶ一般交通が他の橋へ迂回せざるを得ない状況となっており、市民生活の安全安心や通勤・通学、買い物、物流などの社会経済活動に深刻な影響が出ています。

令和4年4月8日に「伊達橋」の復旧を国の権限代行で実施することとなり、8月5日には復旧方針として「上部工の架け替え」及び「下部工の補強」、地域の交通確保のための「仮橋の設置」を行う事が決定されました。

福島県におかれましては、国への要望など復旧に向けた迅速な対応をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、「伊達橋」の上流にある歩行者専用の伊達橋歩道橋は、大正10年に竣工し、平成23年度に橋梁補修がなされてはおりますが、今回の地震により転落用フェンスの曲がりや、支承が損傷しております。

また、大正時代に架設された老朽橋でもあり、今後、地震による被災や洪水による流出の可能性も想定され、通学路として利用している伊達中学校の生徒や、近隣住民が通行不能となれば、市民生活に重大な影響を受けるため、架け替えとなる「伊達橋」についても、歩行者の通行確保が必要不可欠であると思われます。

「伊達橋」は、地域生活拠点を結ぶ最も重要な公共施設であることを踏まえ、市民の命と生活を守る道路ネットワークを確保するため、下記の通り強く要望します。

記

1. 歩行者専用の伊達橋歩道橋は、老朽橋であり、災害時に歩行者等の通勤・通学に支障が出る恐れがあるため、架け替えをする際には、「伊達橋」に歩道の設置を検討すること。
2. 復旧のための十分な予算の確保を行うこと。